

千葉商科大学同窓会旅費・交通費支給規程

(目的)

第1条 この規定は、千葉商科大学同窓会（以下「本会」という。）旅費・交通費に関する必要事項について定めることを目的とする。

(旅費・交通費支給対象者)

第2条 この規定での旅費・交通費支給対象者は会長、副会長、事務局長、常任理事、理事、監事並びに会長が指名した維持会員をいう。

(旅費・交通費の種類及び定義)

第3条 この規定の旅費・交通費支給対象となる種類

- (1) 支部総会、支部長会が開催する総会への出席旅費・交通費
- (2) 会長・副会長会、常任理事会、理事会への出席旅費・交通費
- (3) 各種委員会への出席旅費・交通費
- (4) その他同窓会本部業務遂行に必要な旅費・交通費

2 前項にいう旅費・交通費の定義は、次の通りとする。

- (1) 各支部が開催する総会、支部長会が開催する総会又はブロック総会に会長又は会長指名の役員が出席する場合の旅費・交通費をいう。
- (2) 本部が開催する会長・副会長会、常任理事会、理事会に支給対象者が出席する場合の旅費・交通費をいう。
- (3) 本部が開催する各種委員会に委員が出席する場合の旅費・交通費をいう。
- (4) 業務遂行に必要な旅費・交通費とは、同窓会業務遂行のため、同窓会本部等に出向いた場合の旅費・交通費をいう。

(旅費の区分)

第4条 前項の旅費の区分は交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（バス、高速バス、タクシー））及び宿泊費とする。

(鉄道賃)

第5条 鉄道賃の額は鉄道の乗車経路に応じた旅客運賃、特急料金（含む新幹線）の合計金額とする。但しグリーン車は除く。

2 特急料金は運行する線路で原則片道 50 キロメートル以上の場合に支給する。

(船賃)

第6条 船賃の額は、乗船水路に応じた普通旅客運賃を支給する。

(航空賃)

第7条 航空賃の額は、搭乗経路に応じた旅客運賃（エコノミークラス）とし、原則として会議の開催地又は役員の居住地が北海道、北陸、関西、中国、四国、九州・沖縄の場合支給する。

(車賃)

第 8 条 車賃の額は、乗車経路により支給する。車賃には路線バス、高速バス、タクシー料金を支給する。

(旅費・交通費の支給)

第 9 条 交通費については全額支給し、その都度、又は月ごとに纏めて支給する。

(交通費の計算)

第 10 条 交通費は、居住地の最寄り駅を起点として、最も経済的な経路及び方法により計算する。

(宿泊費)

第 11 条 第 3 条に定める会議に出席するために宿泊施設を利用し、かつその宿泊料を負担した時は、一泊 20,000 円を限度としてその実費を支給する。但し、会議の会場と宿泊場所が同じ場合は、利便性を考えその施設に宿泊した場合は、全額支給する。

(旅費の請求)

第 12 条 旅費の支給を受けようとする者は、別紙様式 1 により、必要書類（宿泊した場合宿泊施設の領収書）を添えて同窓会本部に提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、旅費において宿泊費を伴わない場合は、請求書の提出を要しない。

(決定通知等)

第 13 条 会長は、前条に定める旅費の請求があったときは、内容確認のうえ、支給決定者に対し、別紙様式 2 により通知する。

2 旅費の支給を受けたものは、別紙様式第 2 の所定欄に署名又は押印しなければならない。

付則

本規定は、千葉商科大学同窓会会則（補則）第 38 条に基づき、令和 5 年 4 月 22 日開催の理事会議決後より施行する。

本規定の施行に伴い、平成 22 年 10 月 31 日改正の同窓会役員旅費・交通費支給規程は廃止する。

2. この規程は、令和 7 年 11 月 3 日から施行する。